

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第14号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… ページ 2

公布された法令のあらまし

◎ 宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第21号）

宅地建物取引業法の一部改正により、同法の引用条文を改めることとした。

規 則

宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第21号

宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

宅地建物取引業に関する手続を定める規則（昭和40年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第4条第2項第3号」を「第4条第2項第5号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。